eoID 利用規約

株式会社オプテージ
2016 年 12 月 1 日制定

（本規約の適用）
第１条　eoID 利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、eoID を取得したお客さま（以下「利用者」といいます）が、eoID を利用する際の一切に適用されます。
２　利用者は、本規約を誠実に遵守するものとします。

（本規約の範囲、変更）
第２条　株式会社オプテージ（以下、「当社」といいます。）が eoID およびコンテンツサービスなどの円滑な提供を図るために必要に応じて利用者に対し通知する eoID の利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。本項に基づき追加された諸規定と本規約の内容が異なる場合は、追加された諸規定の内容が優先するものとします。
２　当社は、本規約を利用者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、利用者に通知します。本規約の変更は、会員に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

(当社からの通知)
第３条　当社は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページ上への掲載または、電子メールの送付など、当社が適当と認める方法で必要な情報を利用者に対して通知します。

(用語の定義)
第４条　本規約における用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
eoID	当社が本規約に基づき提供する、利用者を一意に特定するための英数字と記号から成る識別子
eoID パスワード	eoID との組み合わせにより、eoID の利用者であることを識別するために設定される英数字と記号の組み合わせ

回線サービスなど	当社が別に提供する以下のサービスの総称、またはその一部を指すもの eo 光ネット eo 光シンプルプラン eo 光ネット(type N) eo 光電話 eo 光テレビ（一括加入、業務用などは除く） eo 電気 mineo 通信サービス（法人契約は除く）
コンテンツサービス	当社が別に定めるコンテンツサービス利用規約に基づき提供する eoID を利用したコンテンツサービス
コンテンツ提供者	当社と提携しコンテンツサービスを提供する事業者
eo 光パートナー	当社より eo 光ネットの名称で提供している光ファイバーアクセスサービスの提供を受け、自社サービスと光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて、サービスを提供する事業者（別表 1 に定めます。）
eo 光パートナーサービス	eo 光パートナーが、自社サービスと当社より提供を受けた光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて提供するサービス
eo 光パートナーサービス契約	eo 光パートナーから eo 光パートナーサービスの提供を受けるための契約
eo 光パートナーサービス契約者	eo 光パートナーと eo 光パートナーサービス契約を締結している者（eo 光パートナーサービス契約を申し込み中の者を含む。）
旧 eonetID	当社が eoID の提供を開始する以前にコンテンツサービスを利用いただくため提供していた、お客さまを一意に特定するための英数字と記号から成る識別子

（eoID の取得および変更）

第 5 条　お客さまは、以下のいずれかの方法により、eoID を取得することができます。

(1) お客さまが回線サービスなどの利用に係る契約を締結したことを契機として当社が自動的に付与する方法

(2) お客さまが当社所定のウェブページ上で登録することにより取得する方法

(3) お客さまが eo 光パートナーサービス契約を締結したことを契機として当社が自動的に付与する方法

２　当社は、前項に定める取得方法の如何にかかわらず、お客さまが eoID を取得した時点で、当該お客さまによる本規約への承諾があったものとみなします。
３　お客さまは、eoID の取得にあたり、当社所定の方法によりお客さまの氏名、住所、および連絡先など、お客さまの情報（以下、「登録情報」といいます。）を当社に届け出ていただく必要があります。
４　利用者は、eoID および eoID パスワードの文字符号を、当社が別に定める方法および条件に基づき任意の文字符号に変更することができます。
５　当社は、１の利用者につき、1 個の eoID を提供します。

（eoID の機能制限）
第５条の２　前条第 1 項(3)の規定により取得した eoID は、次の場合にしか使用することができないものとします。
（１）当社が別途定める IP 電話サービス約款および IP 電話サービス約款 eo 光パートナーサービス契約者特約により提供する IP 電話サービスならびに IP 電話サービスの付加機能およびオプションサービスの申し込み、解約など
（２）当社が別途定める eo 光テレビ契約約款および eo 光テレビ契約約款 eo 光パートナーサービス契約者特約により提供する eo 光テレビサービスおよび eo 光テレビサービスのオプションサービスの申し込み、解約など
（３）当社が別途定める eo 光多機能ルーターレンタル規約および eo 光多機能ルーターレンタル規約 eo 光パートナーサービス契約者特約により提供する eo 多機能ルーターレンタルサービスおよび eo 光多機能ルーターによって提供される各機能の申し込み、解約など
（４）当社が別途定める電話アダプター一体型回線終端装置無線ルーター機能　eo 光パートナーサービス契約者規約により提供する各機能の申し込み、解約など

(登録情報の変更)
第６条　利用者は、第５条（eoID の取得および変更）第 3 項の規定により、当社に届け出た登録情報に変更があった場合には、速やかに登録情報の変更を当社所定の手続きに従って行うものとします。
２　利用者は、前項の変更を怠った場合または誤った変更をしたことにより不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
３　利用者は、第１項の変更を怠った場合に当社からの通知が不到達となった場合も、通常到達すべき時に到達したとみなされることを承諾するものとします。

(eoID および eoID パスワードの利用・管理)

第７条　利用者は、自己の eoID および eoID パスワードについて全面的な管理責任を負うものとします。

２　利用者は、自己の eoID および eoID パスワードを第三者に貸与、譲渡、売買などしないものとします。

３　利用者は、自己の eoID および eoID パスワードの第三者への開示、または漏洩があった場合、第三者が利用者になりすまし、eoID により利用可能な諸機能（利用者の契約内容の照会、および回線サービスなどの付加機能、またはオプションサービスの追加申し込み、もしくは解約などをいい、以下同じとします。）、コンテンツサービス、または当社が eoID を用いて提供するその他のサービスなどを利用するおそれがあることをご理解いただくものとし、これらを利用されたことによる損害を全て負担することとします。この場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

４　利用者は、自己の eoID および eoID パスワードの第三者への開示、または漏洩があった場合または第三者に窃用されている可能性がある場合には、ただちに当社にその旨をご連絡いただくとともに、当社からの要請がある場合にはこれに従っていただくものとします。

(当社が行う eoID の抹消)

第８条　当社は、以下の各号に該当する場合は、利用者の eoID を抹消します。

（１）eoID によって契約管理される利用者の回線サービスなどおよび eo 光パートナーサービスの全てが解約となった場合であって、かつ利用者がコンテンツサービスの利用登録を行っていない場合

（２）利用者が回線サービスなどおよび eo 光パートナーサービスの契約を行っていない場合であって、コンテンツサービスの利用登録を解除した場合

２　当社は、前項に定める他、以下の各号に該当する場合は、利用者の eoID を抹消することがあります。

（１）利用者が、eoID を当社が別に定める一定の期間を超えて利用していない場合

（２）利用者が、第 11 条(禁止事項)各号に定める禁止行為を行った場合

（３）利用者が、本規約、コンテンツサービス利用規約、または利用者の契約する回線サービスなどおよび eo 光パートナーサービスの契約約款もしくは利用規約の内容または趣旨に違反した場合

（４）その他、利用者として不適切または、利用者に対して eoID の提供に支障があると当社が判断した場合

３　当社は、前項の規定により eoID を抹消しようとする場合は、あらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(eoID の停止)

第９条　当社は、次のいずれかに該当する場合は、eoID の利用の一部または全部を停止または制限することがあります。

（１）当社のシステム・設備の保守上、やむを得ない場合

（２）利用者が、回線サービスなど、eo 光パートナーサービスまたはコンテンツサービスなどの利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合

（３）利用者が、第 11 条(禁止事項)各号に定める禁止事項を行った場合

（４）利用者が、本規約、コンテンツサービス利用規約、または利用者の契約する回線サービスなどもしくは eo 光パートナーサービスの契約約款もしくは利用規約の内容または趣旨に違反した場合

（５）利用者が、利用登録に際して、虚偽の申告を行ったことが判明した場合

（６）その他、利用者として不適切または eoID の提供に支障があると当社が判断した場合

２　当社は、第１項の規定により、eoID の利用を停止または制限する場合は、あらかじめその旨を利用者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(登録情報・利用情報の利用)

第 10 条　当社は、eoID の利用情報を記録する場合があります。ただし、当該情報は個人認証の運用および利便性向上を目的として利用します。

２　当社は、登録情報および利用情報を、当社が必要と判断する期間、厳重な管理体制のもとで保持し、第三者が登録情報および利用情報に触れることがないように情報管理の強化に努めます。

３　当社は、登録情報および利用情報を以下の目的のために使用します。ただし、利用者の同意がある場合はこの限りではありません。

（１）eoID により利用可能な機能、コンテンツサービス、または当社が eoID を用いて提供するその他のサービスなどを提供するため

（２）利用者に当社が提供する各種サービスに関するお知らせなどを送付するため

（３）eoID により利用可能な機能、コンテンツサービス、または当社が eoID を用いて提供するその他のサービスなどの向上に努めるため

（４）セキュリティ確保のため

（５）データ分析など、利用者個人を特定できない方法、形式による統計資料の作成を行うため

（６）その他、eoID および当社が提供する各種サービスの提供に付随関連する業務を行うために必要な範囲内で、登録情報・利用情報を利用します

４　利用者は、以下の各号に該当する場合は、当社が第三者もしくはコンテンツ提供者に登録情報および利用情報を開示することがあることに同意します。

（１）官公庁などの公的機関から法的義務を伴う開示要請を受けた場合

（２）当社および第三者の人命、身体、財産、自由、名誉、権利を保護するために必要があると当社が判断した場合

（３）本件目的に必要な業務を委託する第三者もしくはコンテンツ提供者に対して登録情報、利用情報を開示する必要があると当社が判断する場合

（４）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(eo 光パートナーとの間での相互提供)

第 10 条の２　利用者は、eo 光パートナーサービスを申し込んだ場合、当社および eo 光パートナーが、eo 光パートナーサービスならびに eo 光パートナーサービス契約者が申し込むことのできる IP 電話サービス、eo 光テレビサービスおよび eo 光多機能ルーターレンタルサービス、電話アダプター一体型回線終端装置無線ルーター機能を提供することを目的として、登録情報および利用情報を相互に提供することに同意します。

(禁止事項)

第 11 条　利用者は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

（１）虚偽の登録情報を登録する行為

（２）自己または第三者の eoID および eoID パスワードを不正に利用する行為

（３）当社または対象サービスの業務の遂行に支障を及ぼす行為および支障を及ぼすおそれのある行為

（４）当社を含む第三者の設備またはサービス提供用設備にアクセスし、その利用もしくは運営に支障を生じさせる行為

（５）本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為

（６）その他、法令または公序良俗に反する行為または反するおそれのある行為

（７）その他、当社が不適切と判断する行為

(分離性)

第 12 条　本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第 13 条　本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第 14 条　本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛争などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円滑に解決するものとします。

２　本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(サービスの終了)

第 15 条　当社は、次の場合には、eoID の提供の一部または全部を終了することがあります。

（１）経営上、技術上などの理由により eoID の一部または全部の適正かつ正常な提供ができなくなり、eoID の提供が事実上不可能になったとき。

（２）その他の理由で eoID の一部または全部が提供できなくなったとき。

２　前項に該当する場合、当社は利用者に第３条(当社からの通知)の手段をもって事前に通知を行うものとします。

別　表

別表１　eo 光パートナー

事業者名称
ビッグローブ株式会社、ニフティ株式会社

附　則

（実施期日）

1　この規約は、2016 年 12 月 1 日から実施します。

2　この規約の制定日時点で、既に eoID を保有する利用者については、同日をもって本規約を適用いたします。

附　則

（実施期日）

この規約は、2017 年 4 月 1 日から実施します。

附　則

（実施期日）

この規約は、2018 年 2 月 1 日から実施します。

附　則

（実施期日）

この規約は、2018 年 3 月 1 日から実施します。

附　則

（実施期日）

この規約は、2018 年 12 月 10 日から実施します。

附　則

（実施期日）

この規約は、2019 年 4 月 1 日から実施します。

附　則

（実施期日）

この規約は、2019 年 7 月 1 日から実施します。

附　則

（実施期日）

この規約は、2024 年 3 月 14 日から実施します。

附　則

（実施期日）

この規約は、2024 年 7 月 1 日から実施します。

附　則

（実施期日）

この規約は、2024 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

旧 eonetID の取り扱いおよび利用にかかる諸規定については、本規約の内容に準じます。